

議案第 1 1 0 号

石岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、職員のサービスの宣誓における面前での押印及び押印の規定の改正を行う必要があるため。

石岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年石岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を「に」に、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。